

令和3年9月27日

第153回 遠野市農業委員会総会議事録

第153回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年9月13日
告示番号 遠野市農業委員会告示第11号
会議年月日 令和3年9月27日
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、
9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 佐々木義弘、
13番 佐々木泰文、14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、
17番 河内克倫、18番 奥友康悦、19番 千葉勝義

会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦
事務局次長兼
農業振興係長 菊池今英
農地係長 多田由香子

本日の案件 第153回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に
ついて
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条によ
る届出について
議案第32号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第33号 農用地利用集積計画の決定について
議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第36号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

開会時刻 午後2時

議	長	<p>大変ご苦勞様でございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を4番、藤田優一委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は19名であります。定足数に達しましたので、第153回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、14番、奥寺晴夫委員からは遅れる旨の届出があり、これを了承したので報告いたします。</p>
議	長	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。事務事業経過報告書をご覧くださいと思います。 8月31日から9月16日まで、令和3年9月遠野市議会定例会に参加してございます。4日間の出席となります。8月31日の開会。9月6日、7日の一般質問。一般質問は6名でございます。農業委員会に対しての一般質問はございませんでした。それから、最終日の9月16日、閉会に参加してございます。 以上です。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事務局	長	<p>事務事業経過報告書に沿って説明いたします。 9月1日、令和3年度第4回農業委員会だより編集委員会議を開催いたしました。 9月10日、農地法等申請締切日でした。 9月15日、16日、農地転用等現地確認調査を実施いたしました。同日、9月16日、農業委員会だより「遠野盆地」32号が全戸配布されました。 9月17日、農地あっせん委員会が開催されました。同日、全国農業新聞9月17日発行号、地方版「われら農業委員・推進委員」に菊池雄太委員が掲載されました。 9月22日、令和3年度第6回運営委員会を開催しました。 本日、9月27日、第153回遠野市農業委員会総会。総会終了後ですが、令和3年度第2回女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会が開催されます。 9月28日以降の主な行事予定です。 10月8日、アグリガイド収録。農地相談会について収録を行います。 10月11日、農地法等申請締切日です。 10月13日、アグリガイド放送日。農地相談会のお知らせです。 10月15日、農地転用等現地確認調査です。同日、令和3年度第2回地域農業マスタープラン実践塾が盛岡で開催されますが、青笹地区農業委員さん・推進委員さんが出席します。 10月21日、令和3年度第7回運営委員会を開催予定です。 10月25日、第154回遠野市農業委員会総会の開催を予定しております。同日、総会終了後、第4回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会を開催予定です。 10月中旬になりますが、遊休農地解消活動事業としてエゴマの刈り取りを行う予定です。 11月2日から9日まで、令和3年度農地相談会。市内9地区で開催する予定です。 11月10日、令和3年度岩手県農業委員会大会が盛岡で開催されます。 なお、記載されておりませんが、令和3年度遠野市農林水産振興大会ですが、9月22日の運営委員会で中止と決定になっております。正式には総会で決定となっております。 以上で報告を終わります。</p>

議 長	<p>【報告事項】 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について。1ページから2ページです。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。件数は10件です。内容は、備考欄記載のとおり権利者死亡により取得者が農地を相続したものです。番号1番、3番、5番、7番から10番は子が相続、番号2番、4番、6番は妻が相続です。 今後については、番号1番、自己管理です。 番号2番、貸付です。 番号3番、4番、自己耕作です。 番号5番、6番、一部貸付、残りは自己管理です。 番号7番、8番、自己耕作です。 番号9番、一部管理、残りは耕作されていません。 番号10番、一部貸付、残りは自己耕作です。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告いたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。3ページです。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地または採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は2件です。 番号1番、中間管理事業を活用し借り受けていたものを解約するものです。 番号2番、中間管理事業を活用し貸し付けていたものを解約するものです。 なお、議案第33号でそれぞれ改めて農地利用集積計画の申請が提出されておりますので、この後審議していただきます。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告いたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について。4ページです。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は5件です。 番号1番、耕作の利便性を図るため農業用倉庫を建築し、農業用の機械や資材の保管を行うものです。 番号2番、草地として利用していますが、作業の利便性を図るため畦畔を除去するものです。</p>

		<p>番号3番、県道に隣接しており雨水が流入し水はけが悪く耕作に不便をきたしていることから、盛土を行い雨水の流入を防ぐとともに、耕作の利便性を図るため盛土を行うものです。</p> <p>番号4番、番号3番に隣接し、同様の事情から盛土を行うものです。</p> <p>番号5番、隣接している道路より低く、また、水路から生活排水が流入し耕作に不便をきたしていることから、耕作の利便性を図るため盛土を行うものです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいま事務局に報告いたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族もしくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議	長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に5番、菊池秀樹委員、6番、古屋敷徳夫委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいただきます。</p>
農地係	長	<p>5ページ、6ページになります。第153回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計6件、15,537㎡。</p> <p>利用集積、今月計10件、50,717㎡。</p> <p>法第4条、今月計2件、755㎡。</p> <p>法第5条、今月計9件、5,801㎡。</p> <p>適用外、今月計1件、197㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計2件、1,202㎡。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第32号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいただきます。</p>
農地係	長	<p>7ページ、8ページです。議案第32号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲渡人は、耕作不便のため、隣接農地を耕作する譲受人に譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号2番、譲渡人は申請地を長年耕作している譲受人に遺言書により譲り渡すものです。</p> <p>番号3番から5番まで、譲受人は同一であります。譲受人は県外から移住し農業をするため要請し譲り受けるものです。</p> <p>番号6番、譲受人は市外に居住し耕作できないことから譲り渡すものです。申請地は4名が所有する組田であり、今回、その組田の隣接所有者である譲受人が譲り受けるものです。</p> <p>以上6件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のす</p>

		べてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。
議 長		ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員		●●地区担当の五十嵐です。15日、事務局3名、農業委員2名、推進委員2名で確認してきました。譲受人は田を適正に管理しており、何ら問題ないことを確認してきました。以上です。
議 長		●●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員		●●●地区担当、石直です。15日の午後に農業委員2名、推進委員2名、事務局3名、計7名で現地を確認してきました。当該農地は以前より譲受人が故人から借用して草地として使用しております。今回、遺贈について問題ないことを確認してきました。以上です。
議 長		●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員		●●地区、佐藤です。9月15日、現地確認を行いました。事務局から3名、農業委員1名、最適化委員が2名、あわせて6人で現地確認を行いました。何ら問題ないと判断いたしました。以上です。
議 長		ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長		質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第32号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長		ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長		【日程第3】 日程第3、議案第33号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長		9ページから11ページです。議案第33号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は10件で、利用権設定の新規が9件、更新が1件となっています。なお、新規の内3件が集積計画一括方式による中間管理権の設定となっています。 番号1番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号2番、新規で、契約期間5年の貸借権設定です。 番号3番、新規で、契約期間10年の貸借権設定です。 番号4番、新規で、契約期間3年の使用貸借権設定です。 番号5番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。 番号6番、新規で、契約期間10年の貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号7番、新規で、契約期間2年の使用貸借権設定です。 番号8番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。

		<p>番号9番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号10番、更新です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第33号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第4】</p> <p>日程第4、議案第34号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>12ページです。議案第34号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第4条第2項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、駐車場整備を目的とする転用です。申請人は市内で工務店を営んでおり、従業員用の駐車場が手狭であることから、新たに駐車場を整備しようとするものです。申請地は自己所有地であり工務店の作業所に近いこと、市道に接し利便が良いことから、適地として選定したものです。申請地は休耕中の畑で第1種農地ですが、既存集落に接続して設置されるものであることから、集落接続に該当し許可できるものと判断しました。また、申請地は農振農用地でありましたが、本年9月10日付けで遠野市長から農業振興地域農用地区域からの除外決定を受けております。事業費については自己資金により確保する計画で、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号2番、農家住宅の建築を目的とする転用です。申請人は、息子家族が遠野に戻り家業の農業を手伝うことになったことから農家住宅を建築するものです。申請人の住宅は老朽化しており、現在、申請者夫婦、子供の大家族で暮らしているため、息子家族が同居することは難しいため、息子家族が暮らす住宅を新築するものです。申請地は自己所有地で自宅に隣接しており、親子で協力して生活することができることから、適地として選定したものです。申請地は第1種農地ですが、集落接続に該当し許可できるものと判断しました。また、申請地は農振農用地でありましたが、本年5月8日及び9月10日付けで遠野市長から農業振興地域農用地区域からの除外決定を受けております。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前回答書を確認しております。</p> <p>以上2件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>●●地区担当、五十嵐です。15日に現地確認してきました。事務局の説明どおりで</p>

	何ら問題ないことを確認しました。以上です。
議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●担当の佐々木です。今月 15 日、農業委員、推進委員、事務局、合計 8 名で確認をしてまいりました。問題ないものと見てまいりました。
議 長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 34 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第 5】 日程第 5、議案第 35 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農 地 係 長	13 ページ、14 ページになります。議案第 35 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第 5 条第 3 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。 番号 1 番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請人は現在実家で生活していますが、子供の成長とともに手狭となったことから、申請地を購入し自己住宅を建築するものです。申請地は、実家に近く市道に接しており利便が良いことから適地として選定したものです。申請地は休耕中の田で第 1 種農地であります。集落接続に該当し許可ができるものと判断しました。また、申請地は農振農用地でありましたが、本年 9 月 10 日付けで遠野市長から農業振興地域農用地区域からの除外決定を受けております。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査回答書を確認しております。 番号 2 番、3 番、同一事業になります。自己住宅の建築が番号 2 番、住宅への道路整備については番号 3 番で、転用案件となります。申請人は借家で生活していますが子供の成長とともに手狭となったことから、申請地を購入し自己住宅を建築するものです。申請地は、商業施設に近く生活の利便が良いことから適地として選定したものです。申請地は市街地に近接した小集団の農地で第 2 種農地であります。今回、住宅の建築にあたり位置を検討した結果、必要な面積が確保でき、地権者の同意が得られたのが申請地のみであったことから、他に替え得る土地はなく第 2 種農地の不許可の例外である代替性に該当し許可できるものと判断しました。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査回答書を確認しております。 番号 4 番、5 番、同一事業であります。風力発電事業に係る風車建設のための地質調査を目的とする一時転用であります。転用期間は 1 年です。申請人は現在も申請地において風力発電事業を行っておりますが、風車の更新にあたり地質調査を行うため申請が出されたものです。申請地の地目は原野と牧場であります。以前に草地開発事業を行った場所については農地法の適用を受けることから、転用申請が出されたものです。申請地は第 1 種農地であります。3 年以内の一時転用であり、許可できるものと判断しました。事業終了後は速やかに原状回復する計画であることも事業計画書で確認しております。事業費につきましては全額自己負担により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。 番号 6 番、車庫及び駐車場整備を目的とする転用です。申請人は市内で土木建設業

	<p>を営む法人で、事業拡大に伴い車庫、駐車場及び重機置場を整備しようとするものです。申請地は本社敷地に隣接しており、地権者の同意が得られたことから、適地として選定したものです。申請地は休耕中の畑で第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地であります。本社に隣接しており他に替え得る土地がないことから許可できるものと判断しました。また、申請地は農振農用地でありましたが、本年9月10日付けで遠野市長から農業振興地域農用地区域からの除外決定を受けております。また、事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。</p> <p>番号7番、農家住宅の建築を目的とする転用です。申請人は現在実家で生活していますが、子の成長とともに手狭となり、また、自宅が老朽化していることから、農家住宅を建築するものです。申請地は父の所有地であり、実家及び耕作地に近く家族で協力して生活できる位置であることから適地として選定したものです。申請地は第1種農地でありませんが、集落接続に該当し許可できるものと判断しました。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	再開します。
農 地 係 長	<p>説明を続けます。</p> <p>また、本申請地は農振農用地でありましたが、本年9月10日付けで遠野市長から農業振興地域農用地区域からの除外決定を受けております。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査回答書を確認しております。</p> <p>番号8番、通所介護施設整備を目的とする転用です。申請人は県内で介護保険事業を行う法人で、●●町内に地域密着型通所介護施設を整備しようとするものです。申請地は申請人が経営する接骨院の隣接地であり効率的な事業経営ができること、また、国道に接し利便が良いことから適地として選定したものです。申請地は300m以内に駅、役場等の公共公益的施設等があることから第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可しうるものです。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査回答書を確認しております。</p> <p>番号9番、番号8番の通所介護施設の駐車場整備を目的とする転用です。申請人は介護保険事業者であり、番号8番の通所介護施設の従業員用駐車場を整備しようとするものです。申請地は、介護施設の隣接地で利便が良いことから適地として選定したものです。申請地は300m以内に駅、役場等の公共公益的施設等があることから第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可しうるものです。事業費は自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。</p> <p>以上9件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区担当、五十嵐です。15日に現地確認してきました。事務局の説明どおりで何ら問題ないことを確認しました。以上です。
議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区担当の菊池勝です。9月16日に現地確認しました。事務局3名、農業委員2名、推進委員2名、計7名で現地確認しました。2番の住宅、3番の住宅へ通う道路ということで確認してきました。場所は■■■の近くにあるのですが、以前に5条で現地確認した土地の隣接する土地でした。隣接する土地に住宅等建築するということで問題ございません。

議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区担当の佐々木です。15日、8名で現地を確認してきました。適正であることを確認しました。
議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区の佐藤でございます。事務局3名、農業委員、最適化推進委員、計6名。事務局の説明どおり何ら問題ないと判断しました。以上です。
議 長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第35号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第6】 日程第6、議案第36号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農 地 係 長	15ページです。議案第36号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。 番号1番、申請人は、昭和50年に住宅を建築して以来、庭として使用し、現在にいたってしまったものです。申請人は高齢であり、財産の整理を検討する中で農地であることが判明したものです。当時、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。 以上1件につきまして、ご審議よろしくお願いたします。
議 長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区の佐藤でございます。事務局、農業委員、推進委員、あわせて6名で現地を確認しました。事務局の説明どおり、何ら問題ないと判断いたしました。以上です。
議 長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第36号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり「可」と決しました。

議 長	【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。
4 番 委 員	確認したいのですが、10月の行事ですけれども、10月15日に現地確認となっておりますが、その時に青笹地区ではマスタープラン実践塾ということですが、それ以外の地区は15日に現地確認ということによろしいですか。
事 務 局 長	お答えします。10月15日を予定しております。ただ、予備日18日と記載しておりますが、基本的には15日に開催予定です。
4 番 委 員	要望しておきたいのですけれども、何回か予備日の方になったことがありますけれども、例えば15日となっていれば私たちもその予定で都合つけているのですが、職員の都合もあるのでしょうか、なるべくなら守っていただきたいなあという要望です。
事 務 局 長	今、15日予定どおりとお話ししましたがけれども、県の常設委員会があるのですけれどもそれがあつた場合15日に開催されますので、18日の予備日の方になることもあるかなということをご承知いただきたいと思います。
議 長	15日が現地確認となっておりますけれども、マスタープラン実践塾も同じ日ですか。その辺の説明を。
事 務 局 長	お話しありました県のマスタープラン実践塾が、青笹の農業委員さん、推進委員さんが出席となりますので、青笹の案件があつた場合には青笹は18日の予定になります。
農 地 係 長	先ほどの藤田委員のご意見についてなのですけれども、農地法の許可の関係で、農地法第4条、第5条の申請について、第1種農地で3,000㎡を超える転用、第1種農地の住宅、一時転用を除く転用については、県の農業会議の方に諮問して意見を付して岩手県に申請しなければならないことになっております。毎月、10月にかかつたものは11月の常設委員会に職員が行つて説明しなければならないことになっておまして、県の方でも年間行事が組まれていてその日が現地確認とおおよそ重なつた日程になっております。重ならないときは現地確認できるのですけれども、職員が行つてその案件の説明をしなければならないためにその事務局体制が整わないので、重なつた月については予備日の方に実施させていただくという内容になっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
議 長	今の話だと県の日程が15日だということですか。
農 地 係 長	おおよそ12日、13日とか、15日くらいの日程で示されるのですけれども、県の方も場所の確保の関係で、場所によって12日から16日くらいの期間で開催されるために、農地転用につきましては現地も確認しなければなりませんし県の審議委員会に説明もしなければならないので、両方考える必要があることから、予備日の方に実施させていただくこともあります。その点ご理解をお願いいたします。
議 長	4番、藤田委員、よろしいですか。
4 番 委 員	状況は分かりました。 もう一つ、よろしいですか。8月の全国農業新聞に出ていたのですが、この記事の内容を教えてほしいのですけれども、2022年から全国の農業委員会でタブレットが導入されることに先駆けて岩手県農業会議が奥州市と矢巾町の農業委員会で検証した、という記事が載つていたのですけれども、全国に2022年からタブレットが導入される

	<p>ということはどういうことを指しているのか、事務局に1台なのか、農業委員、最適化推進委員にそれぞれ1台なのか、具体的にわかることがあれば教えていただきたいのですが。</p>
事務局 長	<p>今、お話しされたとおりですが、国の方で、農業会議の方で、2022年度予算の方に全国の農業委員さん、推進委員さんに各1台ずつ配置するように要望しているという状況です。ですので、これから国の方で予算査定等あってどうなるのかはまだ分からない、あくまでも先ほどお話しされたように農業会議の方で予算として要望しているという状況でございます。</p>
4 番 委 員	<p>要望という話ですが、奥州市と矢巾町は要望前に入れたということになるのですか。</p>
事務局 次長	<p>奥州市と矢巾町の話は、昨年からの流れでタブレットが必要だと声をあげたことがあって、農業会議の方に何台か配備しましょうという段階のものです。岩手県内においては奥州市と矢巾町に配置されたということで、局長からあったように来年度から全国の農業委員さんという要望があったという経過です。ただ、予算の確保の問題であったり、まだ課題がある話ですと、記事が出たあたりでは事務局でも農業会議に問い合わせをしたりしています。</p>
議 長	<p>4番、藤田委員、よろしいですか。</p>
4 番 委 員	<p>はい。</p>
1 6 番 委 員	<p>今の質問の前に藤田委員の方から日程の関係のことがありましたが、常設委員会の日程というのは大体いつぐらいの時点で分かるものなのでしょうか。</p>
農 地 係 長	<p>2月、3月に翌年度の日程が示されます。ただし、転用の案件によって第1種農地で一般住宅、一時転用を除くものは常設にかかります。それから3,000㎡を超える案件についてはすべて常設にかかりますので、案件が出てみないと、それに行かなければいけないかどうかは毎月10日の締め切りをみてみないとわからないので。</p>
1 6 番 委 員	<p>10日の締切日以降じゃないとその日程が、行かなければならないかどうか分からないということですね。</p>
農 地 係 長	<p>行くかどうか決定するのが10日ということになります。それによって現地確認の日程が確定して、11日頃に皆さんに通知する流れになりますので、申請案件によって変わるので、どうしても予備日の方になってしまうことがあります。</p>
1 6 番 委 員	<p>現地確認の日程までの期間が短いから、やはり予備日になることもありうるということですか。</p>
農 地 係 長	<p>そうです。</p>
1 6 番 委 員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>その他、委員の皆様からございますか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>1時間過ぎましたが継続してよろしいですか。</p>
事 務 局	<p>はい。</p>

議 長	それでは事務局から。
事務局 長	事務局から2点ほどです。 1点目は緑のチラシについて。エゴマの刈り取りについてです。10月中旬、詳細の日程につきましては、天候等みて後日改めて通知させていただきます。よろしくお願いいたします。場所は土淵町のほ場と緑峰高校になります。 2点目です。岩手県農業会議から通知があったものです。岩手県知事からメッセージということです。9月17日付けで、農業会議の方からですが、岩手県コロナ感染症対策本部会議が16日に開催されまして、その中で知事メッセージがありますが、緊急事態宣言を解除するという内容です。ご覧いただければと思います。 以上です。
事務局次長	農業委員さんに10月分の活動報告書の用紙をお配りしていただきましたので、ご提出お願いしたいと思います。10月分は11月10日までということで、それと、未提出のある方は合わせてご提出お願いしたいと思います。活動報告するというのを強く、例年になく、求められつつありまして、皆さんにもれなく活動報告してもらうことを重要視していますので、よろしくお願いいたします。 それから、班長さんのところに農地相談会のチラシを、10枚ほどですけれども、お配りしておりました。各地区でご活用していただきたいと思っておりますし、もっと必要だということがありましたら事務局までお知らせいただければ、チラシを用意しますのでよろしくお願いいたします。 それと、11月10日の岩手県農業委員会大会ですけれども、各地区から1名出席される方を本日お知らせくださいとお願いしておりましたので、各地区、遠野町から順番にお知らせいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。
10番委員	はい、遠野、鈴木です。
議 長	指名して。
事務局次長	すいません、では綾織町さんは。
2番委員	はい。
事務局次長	小友町さん。
12番委員	まだ、考え中です。
事務局次長	附馬牛町さん。
4番委員	はい。
事務局次長	松崎町さん。
5番委員	まだです。
事務局次長	土淵町さん。
6番委員	まだです。
事務局次長	青笹町さん。
8番委員	はい。

